

とちぎ東北部3町地域連携に関する協定書

平成28年3月

本別町・足寄町・陸別町

書室副百十圖以新聖源自印已論非竟也安古

凡至甲日公助平

1916年 · 1917年 · 1918年

とまち東北部 3 町地域連携に関する協定書

本別町、足寄町及び陸別町（以下「とまち東北部 3 町」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、とまち東北部 3 町が、圏域自治体同士の相互補完と役割分担による連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の確保、充実に図るとともに、地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる地域とするため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 とまち東北部 3 町は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第 3 条 とまち東北部 3 町が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及びとまち東北部 3 町の役割は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

（ 1 ）生活機能の強化に係る政策分野（別表第 1）

（ 2 ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第 2）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第 4 条 とまち東北部 3 町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 とまち東北部 3 町は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第 1 項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、とまち東北部 3 町が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第 5 条 この協定を変更する場合は、とまち東北部 3 町が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第 6 条 この協定を解消しようとする場合は、とまち東北部 3 町による協議により合意を得るものとする。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、とちち東北部3町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、とちち東北部3町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

中川郡本別町北2丁目4番地1

本別町長 高橋 正夫



足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町長 安久津 勝彦



足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地

陸別町長 野尻 秀隆



別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

とちぎ東北部観光地域づくり推進

取組内容	各市町村の役割
地域資源を活かした観光施設等の拠点整備の充実を図り、圏域としての魅力を高め、連携による受入体制の強化や情報発信により、圏域内への誘客・交流人口の拡大を図るための観光地域づくりを推進する。	○全体調整及び総合窓口は本別町が行う。 ○各町は、圏域版DMO立ち上げに必要な人材育成を3町の連携・共同により取り組み、観光地域づくりへの意識の一体化を図っていく。 ○各町は、豊かな自然、気候、特産品などの地域特性を活かし、圏域としての統一性や各地域のオリジナル性を高める観光コンテンツ等の磨き上げを行い、圏域としての魅力拡大につなげる。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 移住促進

空き家を活用した移住定住促進

取組内容	各市町村の役割
<p>空き家を活用した住まいの確保などの移住希望者の受入態勢の整備により、移住・交流を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全体調整は本別町が行い、先駆的に進めている空き家の有効活用に関する情報提供を行うなど、事業の中心的な役割を担う。 ○各町が連携し、とちぎ東北部移住サポートセンターを設置、各町の資源を有機的に活用しながら、移住体験プログラムの開発等を行い、効率的・効果的に移住・定住を支援する。 ○各町は、3地域の特徴やそれぞれ得意とする分野ごとに新たな仕事創出の早期実現を目指す。

2 その他

とちぎ東北部ふるさと応援事業

取組内容	各市町村の役割
<p>「ふるさと納税」を活用した「新たな仕組みづくり」等から、圏域連携事業の推進を図るための財源確保に努め、連携する3町住民の「ふるさと圏域」としての意識を高める取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全体調整及び総合窓口は本別町が行う。 ○各町は、「ふるさと納税」制度を活用する新たな仕組みづくりの検討と実施により、連携事業推進のための財源確保に努める。 ○各町は、ふるさと住民票制度の創設など、3町住民の「ふるさと圏域」としての意識を高める取り組みを連携し推進する。

